

第10回さいたま市土地区画整理事業における
不適正事務処理に関する第三者委員会会議録

日 時	令和7年9月29日（月） 10:00～12:00
場 所	さいたま市役所 2階 特別会議室
出席者	<p>■会長：渡邊 享子 会長職務代理者：小林 哲也 委員：江口 幸治、作山 康、深谷 豊</p> <p>■行政：梶原理事兼行政管理監、山本総務課長、星野人材育成課長、間財政課長、前資産経営課長、原田都市総務課長、和久津与野まちづくり事務所長</p> <p>■事務局：高木総務局長、高橋総務局総合調整幹、辻村総務局総合調整幹、千葉総務部長、佐伯課長、幸田副参事、米川課長補佐、笹久保主任、後藤主事、須田主事（法務・コンプライアンス課）</p>
次 第 （議題）	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>（1）再発防止策の検証について</p> <p>（2）事実経過等の検証について</p> <p>3 閉会</p>
公開又は 非公開の 別	一部公開
非公開の 理由	さいたま市土地区画整理事業における不適正事務処理に関する第三者委員会条例第6条第4項の規定による
傍聴者数	0名
審議した 内容	<p>（1）再発防止策の検証について</p> <p>（2）事実経過等の検証について</p>
問合せ先	総務局総務部法務・コンプライアンス課 電話番号 048-829-1856

1 開会

○司会 ただいまから、第10回さいたま市土地区画整理事業における不適正事務処理に関する第三者委員会を開催いたします。

定足数についてですが、本日も委員の皆様全員のご出席をいただいております。

本日の会議は、後半の議題2につきましては、個人情報を取り扱うため、非公開となります。

初めに、本日の会議資料についてご説明いたします。

まず、次第でございます。次に、資料1から9までは前回までと同様になっております。資料10は、調査検討会議が策定した再発防止策の有効性の検証資料でございます。資料11は、法務・コンプライアンス課におきまして、事務処理ミスが多発した課所に対するヒアリングの実施状況でございます。

なお、資料9と資料10につきましては、黄色いファイルにとじ込んでいるもののほか、委員の皆様の机上にも配付しております。本日使用する資料は主に資料9から11となります。

それでは、渡邊会長、進行をよろしくお願いいたします。

2 議事

(1) 再発防止策の検証について

○議長（渡邊） 皆さん、おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。

では、本日の会議次第に沿って議事を進めてまいります。

なお、次第におきまして、議題1、再発防止策の検証についてと、議題2、事実経過等の検証について分けております。議題1については、第三者委員会条例第6条第4項により公開とし、議題2については個人情報を含めますので、同項ただし書の規定により非公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（渡邊） では、議題1の再発防止策の検証を大体1時間ぐらいをめぐり行って、公開で行いたいと思っております。

現時点では、傍聴等の希望はないということでございます。

その後、休憩を入れて、関係課長にお答えしていただきます。休憩終了後に、議題2の事実経過等の検証を非公開で行うというスケジュールで行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

では、一応ここからの委員会は公開となります。

議題1、再発防止策の検証についてを議題といたします。

前回会議でお願いしておりました再発防止策が今回の事案以前にあったと仮定した場合に、どの工程で防げるのかということについて、資料の作成をお願いしておりましたので、この作っていただい

た資料についてご説明をお願いいたします。

○法務・コンプライアンス課長 法務・コンプライアンス課長の佐伯でございます。それでは、私からは、配付いたしました資料10の調査検討会議が策定した再発防止策の有効性の検証資料と、前回提供させていただいております資料9の本事案に係る不適正な事務処理に関する再発防止策対応状況を使用しながらご説明をさせていただきますので、ベースとしては資料10についてご説明をさせていただきます。併せて資料9を振りながらご説明をさせていただきます。

それでは、恐れ入りますが、資料10の1ページをお願いいたします。こちらの表は、左から事務処理の工程、真ん中は標準的な事務処理、右側に本事案に係る事務処理を示しております。本事案に係る事務処理には、どのような不適正な事務処理が行われていたかを含めて記載しており、それを防ぐための再発防止策を右側に矢印で示しております。仮に本事案の発生前に矢印でお示ししています再発防止策が機能していれば、本事案に係る不正な事務処理は行われなかったとするものでございます。

それでは、ナンバー1から順にご説明をさせていただきます。まず、ナンバー1の土地売払いに係る方針については、標準的な処理は候補地に係る利活用、処分等の方針などを明確にすることですが、本事案では都市局における明確な方針がございませんでした。

再発防止策としては、資料9の1ページに記載されております(1)の組織体制の②、都市局における情報共有の強化及び③の都市局における土地売却手続の見える化を実施いたしました。具体的には、土地売却に係る事務手続フローを整理し、都市局に審査委員会を設置することにより、土地売却に係る都市局の方針を明確にすることができるようになったというものでございます。

続きまして、資料10の1ページ目にお戻りください。次に、ナンバー4の資産経営課への事前相談についてでございます。まず、標準的な処理は、行政財産の用途廃止及び処分について、財政局資産経営課へ事前相談することとなっております。それに対して本事案では、与野まちづくり事務所が、公有財産である土地の売却については原則競争入札であるところ、隣接地所有者に随意契約で売却したい旨を相談いたしました。これに対しまして、随意契約とするならば法令にかなう理由が必要であると資産経営課から意見が出されており、以後、事前協議に至るまで両課のやり取りが繰り返されることとなりました。

それに対し再発防止策としては、資料9の2ページでございます。資料9の2ページに、(2)、財産管理の①、財政局との事前相談、事前協議に係る事務手続の見直しを実施いたしました。具体的には、事前相談において相談票を導入することにより、事前相談の内容や想定スケジュールが明確化されるようになったものというものでございます。

続きまして、資料10に戻りまして、1ページ目をお願いいたします。次に、ナンバー6の行政財産の用途廃止に係る財政局との事前協議及びナンバー9の普通財産の処分に係る財政局との事前協議につきましては、標準的な処理は、財政局に対し行政財産の用途廃止あるいは普通財産の処分に係る

事前協議を依頼することになっております。本事案におきましては、都市局から財政局に対し、行政財産の用途廃止と普通財産の処分について一括して事前協議を依頼し、財政局からは随意契約とする理由が不足しているため、再提出を求められました。以降、4回にわたり理由を再考し、再提出するものの、全て随意契約とする理由不足のため、協議が成立しないままであります。

それに対しまして再発防止策としましては、資料9の2ページに記載しております(2)の財産管理の①、財政局との事前相談、事前協議に係る事務手続の見直しを実施いたしました。具体的には、事前協議期間を14日以内とし、財政局長は協議期間内に文書回答を行うことといたしました。これによりまして、事前協議の成否が決まらないまま長期化することのないように改善を行いました。

恐れ入りますが、資料10に戻りまして、2ページ目をお願いいたします。次に、ナンバー10の財産評価委員会諮問省略に係る事前協議に関する決裁手続につきましては、標準的な処理は、市有地の処分における価格の決定に際しては、あらかじめ市財産評価委員会への諮問を要することとしております。ただし、1件300平方メートル未満の土地の処分の場合は、諮問を省略することができ、諮問を省略する場合には、財政局長との事前協議を要することとしております。本事案におきましては、1件300平方メートル未満の土地のため諮問を省略し、諮問省略のため財政局長との事前協議に関する決裁手続を行いました。

それに対して再発防止策といたしましては、資料9の2ページ目でございます(2)の財産管理の③、さいたま市財産評価委員会の諮問省略要件の見直しを実施いたしました。具体的には、さいたま市財産評価委員会の諮問省略要件のうち、1件1,000平方メートル未満の土地の取得の場合及び1件300平方メートル未満の土地の処分の場合の面積要件を撤廃いたしました。これによりまして、本事案における土地についても諮問の対象になるということになります。

続きまして、恐れ入りますが資料10に戻っていただきまして、2ページ目をお願いいたします。次に、ナンバー12、歳入予算科目設定につきまして、標準的な処理は土地売払い等の事業に係る歳入補正予算の要求であり、本事案においても令和6年2月定例会において、歳入補正予算の要求がされておりました。

それに対する再発防止策といたしましては、資料9の3ページに記載されております(2)の財産管理の④、歳入予算科目設定時等の所管課、財政課、資産経営課の情報共有を実施いたしました。具体的には、財産売払い等の事案に係る歳入科目設定時及び歳入予算要求時に、所管課は資産経営課との事前協議結果等を財政課に提出し、財政課はその内容を確認いたします。これによりまして、事前協議が整っていないにもかかわらず、歳入科目の設定等がされることのないような形で改善を行いました。

続きまして、資料10に戻りまして、2ページ目をお願いいたします。ナンバー14の売買契約の締結に係る決裁手続につきましては、標準的な処理は、売買契約締結に係る局長の決裁をする必要がありますが、本事案においては契約締結に係る起案決裁がございませんでした。

それに対する再発防止策といたしましては、資料9の2ページに記載されております(2)の財産管理の②、土地売払いの契約締結時の財政局長合議の実施を行いました。具体的には、各局等が行う土地の売払いの契約締結の決裁時に、財政局長に合議を行いまして、財政局における確認を実施するとともに、合議を行う際にはチェックシートを貼付することにいたしました。これによりまして、契約締結に係る決裁について確認体制を整備いたしました。

続きまして、資料10に戻りますが、資料10の2ページをお願いいたします。次に、ナンバー15の売買契約の締結につきまして、標準的な処理は、契約書に相手方が押印し、市側は契約書等決裁文書を公印の保管者等に提示して使用承認を受け、公印を押印いたします。本事案では、決裁文書を作成せず、公印の保管者等の使用承認を受けずに契約書に公印を押印いたしました。

それに対する再発防止策といたしましては、資料9の3ページに記載されてございますが、(3)の公印の管理の①、公印管理の責任者の明確化、②、公印使用時のルール徹底及び③の公印使用簿作成の義務づけを実施いたしました。具体的には、公印の証人は起案者以外の公印保管者、または公印取扱者が行うこととし、公印を使用する際には原則として公印保管者、または公印取扱者が押印するなどの使用時のルールを徹底いたしました。

また、公印の使用承認をする際に、決裁文書と市公文書を照合した記録を残すため、公印使用簿の作成を義務づけました。これによりまして、公印を使用する際に公印保管者等の承認を得ずに押印することができないように、ルールが厳格化されました。

続きまして、本事案に係る事務処理と直接的な関係のある再発防止策ではございませんが、資料10の2ページの表の一番下のところに、表の別の枠に記載されております(1)の組織体制の⑤、内部統制の強化を実施いたしました。具体的には、不正に係る情報の提供による不正の早期発見、不正行為の抑止を図るため、内部通報制度の周知強化を行いました。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(渡邊) ありがとうございます。

では、今ご説明いただいた点を含めて、委員の皆様から、各課の課長さんいらっしゃっていただいておりますので、ご質問があればお願いします。

小林先生。

○小林委員 説明がなかったものがあるのですけれども、これらの説明はまた後でということですか。例えば2番の仮換地関係とか、そういうのは。

○議長(渡邊) そこはどうですか。全部説明するとちょっとあれですか。

○法務・コンプライアンス課長 資料10のつくりとしまして、事務処理の工程を並べているものがございます。一通りの事務処理の流れに沿った形で表を作成させていただいているのですけれども、その中で今回再発防止策としておかないと、標準的な処理だけでは、適正な形での処理がされなかったということで再発防止策を今回掲げているところがございます。そのほかの矢印のないところに

つきましては、特段再発防止策を講じなくても、そこは適正な標準的な処理ができているといった形で、その部分については特段再発防止策という形のものとは掲げていないといったところでございます。

○議長（渡邊）　なので、もしその点について何かご提案とかあれば、それはできるということですね。

○作山委員　非常にきめ細かくいろんな対策を考えていると思います。

ちょっと懸念というか、業務が非常に複雑になっていることで、煩雑、複雑になってきて、それが社会全体そうなのですけれども、どんどん創造的な業務を回避する傾向になる可能性があるというのがいつも心配で、いわゆるP D C Aでちゃんと管理して徹底的にチェックするのだけれども、それで精いっぱい、新しいことをやりたがらないというところが常に問題になります。現在のほかの行政もそうなのですけれども、とにかく政策立案能力を高めるための研修とかも時間取らないと、一応やっているけれどもみたいな、本当に極端に20年前、30年前に比べると明らかに能力が下がっていると思うのです。ですから、その部分どうするかということを常に意識してほしいと思うのです。ですから、こういうことをしっかりやるというのは大事なわけだけれども、それが反対に別の功罪があるということなのです。

そこで、実は今回の対策、我々の委員会の中でやるべきこととして、結構システム、組織としてやる対応とか課題解決の対策は、相当やられているというふうに私は理解しています。ところが、一方、今回の問題って割と個人及びその個人、当該担当者とその周りの個人の能力の向上ですとか、それが資料9で言うと組織体制、⑦、マネジメント向上研修の実施の部分に関係してくるのかなと思うのですけれども、個人の部分も僕は2つあって、半分組織的かな。適正なポジションの配置というのが、それは組織的な対応かもしれませんけれども、それで一つの能力向上については、このようにマネジメント向上研修の実施というのは非常に大事だと思います。これは前回言いましたように、受けない人が問題であって、受けない人はやっぱりやる気がない。前回も言いましたように、うちの大学はそれをやらないと、後でやっていませんよというメールが来ます。100%やらないと駄目なのです。だから、管理職はとか、そういう非常に重要なポジションの人は100%受けるシステムをちゃんとつくる必要があるというふうに個人的には思います。

もう一つ、適正ポジション、これは人事にも関わるのですけれども、人事の評価の部分に立ち入ろうとは思っていませんが、この辺実は芝浦工業大学とさいたま市は包括協定を結んでいますので、いろんな部分で連携ができるかもしれませんけれども、我々学生も、職員はまだやっていないのですけれども、新規職員採用のときにやるのですが、PROGテストという、学生は必修なのですが、社会的・職業的自立力を評価するテストがあります。プログテストというのですけれども、PROGテストというのをやります。特に大学1年生から4年生、どういうふうに成長していくかというので、特にリテラシーとかコンピテンシー、大きく4つの項目があるのですけれども、知識活用力とか対人基

礎力とか、対自己基礎力とか対課題基礎力とか、さらにそれが細かくなっていて、ゼロから6まで評価があって、意外にこれは参考になります。

それを報酬とかの評価のほうに持っていくのではなくて、適正ポジションとかいうところ、我々も学生を指導するときに、すごく基礎力はリテラシーがあるけれども、なかなか協調性がないとか、いろんな項目があるのですけれども、そういう部分を一応参考、あくまでも参考なのですけれども、参考にしながら指導するということです。あと、採用のときなんかは、1とかいう人はさすがにどうだろうみたいのところ、これはだからあくまでも参考なのですけれども、そういう人たちが、協調性がない人たちが集まってしまったりとか、それはあくまでも参考値であるのですけれども、そういう適正なポジションへの配置なり組替えみたいな部分の対策と言うか分かりませんが、我々なんかはそういうのを非常に苦労している中で、行政組織もだんだんそういうこともやっていく必要が、もしかするとあるのかなというふうに、ちょっとこれは参考ながら。

何せ個人の部分というのはなかなかシステムでは解けないので、ですからどうしてもマネジメントの研修ですとか、そういう部分になってしまうのですけれども、さてその部分、今回その部分が非常に悩ましかったので、その部分を工夫というのがないかなと私自身もいろいろ考えて、そういう意見を述べさせていただきました。

○議長（渡邊） ありがとうございます。

今のご意見、ごめんなさい、私の理解ですと、今回研修とか再発防止策でやっているけれども、これはあくまでもそのポジションにある人が受けるものであって、今の作山先生のご意見は、むしろそのいろんなポジションに適材適所配置するに当たって、職員の皆さんの特性であるとか、そういうものを把握して、それを人事の参考にするようなものがあつたらいいのではないかということになりますか。

○作山委員 そうです。

○議長（渡邊） それは特に今回の件で言うと、まちづくり事務所の管理体制、あるいは管理職の能力、あるいは能力というか、素養というのに問題があつたのではないかとこのところにつながります。

○作山委員 そのためにそこを補強するなり何なりするというのを、さらに上の人たちが認識して、認識するだけで随分違うと思うのです。みんなフラットで考えてしまうから、同じだよねと考えてしまうところに問題があつて、意外にそういう細かいことが大事なのではないかというふうに思います。

○議長（渡邊） 現状というのは、人事配置というのは、もちろんその中のいろんな評価とかも参考に決めてられていると思うのですけれども、そういう今作山先生おっしゃったような能力を把握したりするようなスケールというか、テストみたいな、そういうのはあるのですか。

○総務局長 現状人事制度の中では、例えば人事評価制度、こういったものは全職員行っております。こういった基本的には人事評価制度の中で、現状、現職務における評価を行って、これは当然昇任、昇格、人事配置、こういったものにも影響してくるものと考えています。

作山先生おっしゃったようなPROGテストですとか、そういったリテラシーに関するテスト、こういった仕組みは現状ございませんが、人事配置に関しては当然適材適所に配置することが目的でございますので、人事評価、それから個人のこれまでのキャリアですとか、こういったものを踏まえた形で配置していると、現状こういう状況でございます。

○議長（渡邊） その人事評価というのは、一般的には上司であるとか、あるいは同じ課の部下の人たちからの評価、あと自己評価、そういうものになりますか。

○総務局長 仕組みとしましては、年度の頭に各目標、業務に対する目標を立てて、それに対して第1次評価者とすり合わせを行い、年次目標を立てます。この中間的な評価を10月頃に行い、進捗状況を確認し、それまでの能力、業務における進捗過程ですとか、こういった能力の部分についても第1次評価者が検証し、年度末に向かっていくと。年度末には、また最終的な評価を行うための面談を行い、それを1次評価、2次評価調整という形で、最終的には評価が確定すると、そういった仕組みになっております。

○議長（渡邊） ありがとうございます。

○作山委員 本学でも、業務のいわゆる報酬なり何なり関係する評価というのは別にあります。それと一緒にしないで、それはまさにできるかできないかみたいなところ、実際その業務をこなしているかということで、本学も実は近年その辺厳しくなっているのです。それとは別に、いろんな人のあくまでも参考と言いましたけれども、それがつまり仕事はできるけれども、協調性がなかったりとか、業務というのはある特化した評価軸なので、それがマネジメントできるかどうかみたいなところは、本当にちゃんと把握できているかどうかというのは別だと思っております。ですから、その辺は別の評価の部分の参考値となるというのがあると、組織の組替えとかいうのには有効なのではないかというふうには個人的には思っています。

○議長（渡邊） それというのは、本人も認識するわけですね。

○作山委員 学生は本人も理解できるようにちゃんとグラフで出てきます。それから、どのぐらいの時間か忘れましたがけれども、毎年やるので、だんだんその成長度合いがレーダーグラフで分かるのです。結構それが課題解決能力が極端に少ない学生とか、物すごくひずんだグラフの学生が結構いるのです。そこは意識して指導をするということを指導教員が意識できるので、これは物すごく実は有効なのです。

○議長（渡邊） ありがとうございます。

総務局長。

○総務局長 今作山先生おっしゃったように、さいたま市での人事評価も評価項目が2本立てになっていまして、今業績評価についてご説明しました。能力評価についても評価を行っております。これを結果として、マネジメント経営に関しては、当然能力評価のほうで評価の重きが置かれることになるかと思っておりますけれども、ただ一方で、業績評価も進捗管理という面もありますので、こういったも

のでマネジメントも様々評価できる。こういったものが歴年で人事評価制度が始まったときからの評価は、個人評価は、皆さん、個人個人の職員のこれまでの評価内容は確認することができますし、それについて人事評価は職員を成長させるためのツールというか、それが目的でございますので、いかに成長させていくかということで今扱っているということでございます。

○議長（渡邊） ありがとうございます。

ほかにご質問。

江口先生。

○江口委員 今のとは関係なくても大丈夫。

○議長（渡邊） はい。

○江口委員 もしかしたら私の認識不足から来る質問もあると思うので、その点申し訳ございません。

資料10の説明いただいたので、この10に関係したものの3つほど教えていただきたいのは、まず資料10の1、ナンバーが振ってある1ページ目の1ですけれども、本事案に係る事務処理のところ、都市局における明確な方針がなかったとあるのですけれども、なかったということでしょうか。このなかったということの意味なのですけれども、それでその対応として情報共有と、それから見える化とあるのですけれども、単純にないものの共有とか、ないもの見える化というのがちょっとびんとこないところがあって、このなかったということの意味を教えてください。

それから、続けます。あと2つだけ。6番なのですけれども、1ページ目です。本事案に係る事務処理のところなのですけれども、何度も随意契約とするために文書を出しているわけですが、再提出、再提出、再提出と。では、中身が変わっているかということ、これはもう既にこの会でも指摘されたように、あまり中身が変わっていないということで、今回対応として相談票というものもあるのですけれども、相談というのは事務所から相談するという主体がそちらなのですが、今回のことを見ると、何となく明確にこの点が足りない、不足している、ここを改善してくれと。そうすれば可能性があるとは言えないでしょうけれども、今回のでは十分ではないところは改善される的なものが示されると、よりよいのかなというふうに思うのですけれども、その点どうでしょうかということと。

3つ目は、10に関係して資料9を見たときに、これは公印のところですので、資料9の3ページ目なのですけれども、公印使用というのは、確かにこれはチェック体制を十分にしているのですけれども、何となくこういうものというのは、そのうち時間がたつと、これやっておいて、押しておいて、いいよねみたいにならざるがちな部分なのかな。かといって、本当にそういうことまで徹底できるかということ、なかなか厳しいところもあって、私はここはかなり難しいところかなと、個人的には思っております。

そこで、知りたいのは、(3)の公印の管理の②のこれは3段に分かれているのですが、2段目のところの使用する際は、次の原則としてとあるのですけれども、例外というのはどういう場合かというところを参考までに教えていただきたいということでございます。この3つなのですけれども、す

みません。細かいちょっと論点からずれたようなところかもしれませんが、お願いします。

○議長（渡邊） では、最初に都市局になりますか。

○都市総務課長 都市総務課でございます。今ご質問いただきました1つ目の方針がなかったという点についてでございますが、方針がなかったというか、明確にそういうものを決める場というものが設けられていなかった関係がございまして、まちづくり事務所のほうでもこういった形でいだろうというところで、最終的な決定がない中で業務を進めていたところがありました。それに対しまして、これからにつきましては、こちらのほうで審査委員会を設けることで、そういったプロセスの中で話し合っただけで決定する場、局全体として方針を決める場所を設けたことによって、今後は方針が明確になるようになってきたところがございます。

○資産経営課長 資産経営課でございます。随意契約の理由の部分で、ここを直したほうがいいのではないかと、その辺の明確なやり取りが必要ではないかという部分でのご質問かと思いますが、そもそも事前相談からスタートしているのですけれども、随意契約の理由としては適さないということで、やり取りがずっと続いてたわけでございますけれども、その中で電話とかメールとか、そういった口頭等でのやり取りが中心となってしまって、そのやり取りが比較的曖昧になってしまったというところが、非常に大きいところかと思っております。

ですので、もちろん事前相談の段階で相談者から明確に、どういう視点での相談なのかというのを明らかにしていただくことも一つなのですけれども、もう一つは事前協議の中で、今までははっきりと何日までに回答するとかというところが曖昧で、そこでかなり長引いてしまったというところがございますので、その部分を14日以内に区切って、了承する、しないどちらの場合でも文書での回答になりますが、了承しない場合は、その理由も付して回答するというような形で明確に改めたというところがございます。

○議長（渡邊） 公印の関係をお願いします。

○総務課長 公印の関係、総務課でございます。原則に対する例外のご質問なのですけれども、公印には、今回与野まちづくり事務所で使われたような契約に使用するような公印のほかに、例えば窓口でお金を受け取って領収したときに印を押すようなものも、広く公印という扱いになっております。そういったものに関しては、その場で相対する中で押印するといったこともありますので、種類によって使い分けるといいますか、定例的で簡易なものに当たると認められるようなものは例外として、保管者、取扱者以外の職員でも使用できるといったところがございます。

以上でございます。

○議長（渡邊） ありがとうございます。

すみません。今の点に補足でお聞きするのですけれども、ということは窓口で押すようなときは、一々使用簿みたいなものは作らないわけですね。今のようなお金を受け取った領収印みたいなものは。

○総務課長 おっしゃるとおりでございます。文書で意思決定をして使用承認をするものと、領収、目の前で領収書を発行するようなもの、そこの取扱いは異なりますけれども、基本的には使用簿自体は、契約ですとか、あるいは文書の発送とか、そういったものに押印するものに関して、今回義務づけているといった形になっております。

○議長（渡邊） 文書の発送という文書というのはいろいろあると思うのですが、通知、何かを告知する文書である場合もあれば、もうちょっと定型的なものもあると思うのですが、それ全てということになりますか。

○総務課長 おっしゃるとおりでございます。

○議長（渡邊） ちょっとそれが大変だというようなことはないのでしょうか、現場で。

○総務課長 正直申し上げますと、導入した昨年度、先ほど委員からもお話ありましたとおり、新しいことに対する忌避感といいますか、多少はあったのですが、特に窓口で通知を渡すものとか、先ほどの領収印とは別のものですが、そういったものに関してやはり手間が1つ増えますので、そこに関しては多少ご意見等も当課にいただいたところではあるのですが、例外をたくさんつくりますと、そのやる意味も薄れますので、そこはご理解をいただきながらお願いをして、もうじき1年たちますが、最近はそういった声も出なくなっていますので、うまく運用していただけているのかなという認識です。

○議長（渡邊） ありがとうございます。

ごめんなさい。資産経営課に先ほどの点で補充で質問させていただきたいのですが、前に、一番最初の頃に事前協議についてのご説明の中で、従来は事前協議が来た場合に、基本的にはオーケーすると、協議の中で。もちろん何か修正とかは入るのだろうけれども、実施する課がこういうふうにしたのだといったことを、拒否することはないというようなご説明があったように記憶しているのですが、今のこの14日以内で回答するというときには、これは駄目なものは駄目と、無理ですという回答があり得るということになるのですか。

○資産経営課長 以前も、もし所管課からの協議が調わなければ、当然それは難しいという部分での回答はあり得るかと思いますが、今まではそういったケースがほぼないという状況で、実際は事前協議の前に事前相談というのがあって、そこでほぼほぼ中身が調う状況でありました。今回の案件については、なかなか事前相談の段階でも調わない状態の中で、事前協議が上がってきたということもあり、事前協議も調わず長期化してしまったところがございますので、これについては先ほど申し上げましたとおり、電話とかメールとかのやり取りでかなり曖昧な部分がありましたので、協議が調う、調わないに関わらず明確に14日以内で文書で回答を出していこうというところで改正をしたところでございます。

○議長（渡邊） そうすると、現状では14日以内に協議が調わない場合に、一応調べていないということで回答する、無理ですという回答があるということなのですね。それは実際あるのですね。

○資産経営課長 実際はございません。

○議長（渡邊） 実際はない。

○資産経営課長 はい。今回の案件以後も全て調っている状態で返答していますので、実際にそこで協議が調わないということで回答したケースはございません。

○議長（渡邊） そうすると、本当に今回の事例が協議も事前相談もうまくいかず、協議が始まってしまって、それもうまくいかないまま時間がたってしまってというすごい特殊な事案だったということになると思うのです。であれば、何でもうちょっと早い段階でいろんな資産経営課なり、都市局との中で、特別にうまくいっていない事案が、無理そうな事案があるということが共有されていなかったのかなというのが、今思う疑問なのですけれども。そこら辺は、さっきの最初の説明にある都市局で情報共有とかがされるようになれば、本来であればそこで都市局全体として、今の事務局がやっていることはこのままではうまくいかないのだから、どうにかしようなのか、やめようなのか、もうちょっと何人もほかの局の人たちが集まって協議ができるようになるのでしょうか。

○都市総務課長 都市総務課でございます。今お話しいただいたとおり、今までにつきましては、そのプロセスの中で話し合う場がない中でのものでしたので、こちらから相談に行けば、もちろん局長を含め相談をするような体制ではあったのですけれども、今後につきましてはプロセスの中で審査委員会をつくりましたので、事前協議に入る前の事前相談の段階で、うまくいっている、うまくいっていないということに関しましても、審査委員会の協議で説明することになりますので、そこで両局の局長で調整をするなり、市全体としてどういう形が一番いいのかを間で調整に入った上で、事前協議を迎えることができるのかなと思っているので、今後につきましては、そういった形で防げるのではないかと考えているところでございます。

○議長（渡邊） ありがとうございます。

そうすると、実際現状実績として審査委員会の中で話し合ったりとかされる中で、うまくいっていない事案について共有されているような事例というのはあるのですか。

○都市総務課長 今までに関しまして、全部で8件審査をしているところでございますが、今おっしゃっていただいたとおり1回で承認するというのではなく、局の中でも様々な意見が出まして、もう一度考え方を考えようとか、そういうこともある中で進めているところで、現時点では局全体で方針を決める方式でやっているなかで、今のところスムーズに意思決定ができてきている状況でございます。

○議長（渡邊） だから、そうすると今回の事例も今の体制であれば、もっと早い段階で随意契約でいける、いけない、あるいは公売、条件付競売をするのかどうかなど、もっと案が出たはずということになりますか。

○都市総務課長 今のご質問でございますが、今度の審査委員会につきましては、1回で決めるということではなくて、まず最初に事業の方向性の確認で承認をいただきまして、その後他部局との協議

内容についてももう一度協議をさせていただいて、最終的には意思決定というところで再度承認するような形になっております。今回の件に関しましては、最初の方向性の確認の時点で事前相談をこういった形でさせていただいているが、うまく調わないというところで、局としてどういう解決方法があるかを考えた上で、財政局のほうとも協議をして、最終的にそれが調った段階で、事前協議を出させていただくという流れになると思いますので、先ほど資産経営課からもお話があったとおり、スムーズにその時点では話を通るような状況になるのではないかと考えております。

○議長（渡邊） ありがとうございます。

どうぞ、作山先生。

○作山委員 すみません。さっきの質問でももう一つ追加なのですけれども、先ほど能力評価については、個々人の能力を高めるためにシステムを作っているというのは、非常に我々の大学なんかと同じようなことだと思うのです。それをちゃんと本人に知らせるかどうかなのです。本人が分からないと、全然その欠点を改善しようとしませんよね。あるいは、それを特に管理職以上の上司ぐらいにちゃんとそれが分かって、業績評価とは違います。能力評価という部分を、単に人事課だけが把握しているのか、本人にもそれは通知しているものなのですか。

○総務局長 能力評価に関しましては、被評価者に対して評価者から、評価結果については詳細に説明の上で、この評価に対して今後どうしていくかというのは、フィードバックの中でお互い話し合った上で進めて、これは上司のほうも承知の上で進めているところでございます。

○作山委員 ありがとうございます。なぜここにこだわっているかというのと、私まちづくり専門なので、全体として議会なんかでも取り上げられていますけれども、例えば道路を造るのに、道路だけという業務の目的、それを達成するのはいいのだけれども、余計なことはするなというような最近傾向があって、若者は特に言われたことしかやらないのです。まちづくりは、むしろ広く見ないと解決できないのです。道路担当だから道路通せと。うちは余計なことやりません。周りは、それは都市計画とか別の担当だから、うちは関係ないですよ。でも、特に今のさいたま市の広域幹線道路なんかは、実はまちづくりという発想でやらないと、あれは事業がうまくいかないのではないかとというふうに僕は個人的に思っているのです。

そういうときに課題を発見して、こういうことをしたほうがいいのかというのを常にこう潰していくみたいなことになってしまうと、先ほど能力も本当は能力あるのだけれども、おせっかいなこととか、うちで決めた業務の範疇を超えてはいけないとかいうところにどんどん行きかねないのではないかと。今回は、特に与野については普通財産、行政財産が多くて、あれ不思議に思わないのかなとか、土地利用方針ないのに何で推し進められるのかなとか、それを気づいた人がちゃんと何か提案して、それをやりましようと言えればいいのに、誰もそれは面倒くさいし、そんなのに関わると大変だし、そんなの評価されないかもしれないみたいな部分で、結局気づいていてもやらないというふうに僕なんかは見えるわけです。プロから見ると、何でやらないのだろうみたいに。

だから、これは評価の問題なのか何なのかよく分からないのですけれども、そこはどうなのだろう。

つまり、私が所属しているのは環境システム学科、学部はシステム理工学部ということで、こういうまさにシステムを学ぶ大学なのです。ですから、評価基準やこういうものを幾らきめ細かにつくっても、解決できないことも結構あるというのを理解しているのです。ですから、そのときは人間という総合評価で、全体の中でどうなのだろうというふうに見る能力が非常に大事で、そのときに結局個人の部分というのも大事だよねと思ったから、システムだけちゃんときっちりやれば解決できますというものではないがゆえに、よくよく考えてみると、そこの部分を今回はおせっかいにも余計なことをやって、でもそこが確かにやり方を間違ったから、今回こうなったのだけれども、でもどんどんそういうことを積極的にやる人材は増やしていったほうがいいので、それを縮小させかねないというのはちょっと逆だなと思ったものですから、すみません、しつこくこういう意見を述べさせてもらいました。

○小林委員 総論的な意見なのですが、作山先生がこれまでお話しされてきたことに関係するのですけれども、再発防止策に取り組みながら再発防止をされるのは全然よいことなのですが、さっき作山先生もおっしゃったとおり、今回一つのあつてはならない極端な事例を契機として、それを再発防止するために制度をいろいろいじくり回してしまっただけで、それが逆に手間になったり、手続が増えたり煩雑になったりするということになってしまうと、職員の立場からすると、職員が非常に萎縮してしまうことになるなどの懸念もあると思いますので、そのところはちょっと留意してやっていただきたいというのが総論的な意見です。

例えば14番のところで売買契約の締結に係る決裁手続というのがあって、これが局長決裁だったものが財政局長合議にすることなのですから、合議にすることでも、結局最終的には多分局長さんが決裁することには変わりはないので、別に見る人が増えるだけということになる。見る人が増えるということは、それだけ間違いが発見される可能性が高くなるからよいのかもしれないのですけれども、最終的に決裁する局長さんが慎重に決裁してもらえばよいので、単に見る人を増やせばよいという問題にもならないのではないかなと個人的には思ったりもしました。

今回の件はシステムの話もあるのですが、システムの話というよりも、作山先生が先ほどもおっしゃっているように人の問題が大きいと思うのです。まず、公印を押すというあるまじき行為をした当事者、そしてそれを全然マネジメントできていなかった上司、この2人にもものすごく問題が集約されているということです。

今回の再発防止のところを見ても、人事系の話というのがありません。考えてみると、今回の件で資産経営課さんとか、都市局の方とか、いろいろ来られているけれども、人事の方は来られていないなど思いました。私たちも人事の方の話をしてこなかったわけなのですけれども、人事の問題は、私としては結構あると思っています。契約も知らないと言っている事務所長さんが上において、随意契約という、これだけ今の話でも、すごく特殊な例で難しい話だと言っているようなところを差配しなけ

ればならない人間が、契約を知らないと言っているというのは、何でそういう人がそのような立場にいるのかという話です。制度的な、例えば面積の要件を云々というところも大事なかもしれませんが、あまりそういうことをぎちぎちにやっちゃって、逆に一般職員の人が負担に感じるなどということになると逆効果である、むしろ、適正な人事をちゃんとやるにはどうしたらいいか、そこに主眼を置いて考える必要もあるのかなと思いました。

以上です。

○議長（渡邊） ありがとうございます。

今の先生方のご意見は、この後の検証のほうにつながるかなと思います。

私のほうで、もう一個都市局にお伺いしたいのですけれども、今回の駅前の事業が50年たっても終わってなくて、非常に難しい場所だということは多分明らかだったと思うのですけれども、その中で前に作山先生もおっしゃっていたかもしれませんが、ビジョンがないというか、この終わらない事業、終わらせなければいけない事業をどうやって進めていくのかということについて、さいたま市としての方針であるとか、どういうふうに進めていこうとか、どういうまちづくりをしていこうとか、そこら辺のビジョンがあれば、それに向かって局の中で共有がちゃんとできていればよかったのではないかなと思うのですけれども、どうも何か明確な方針がなかったというふうに今回分析されていますけれども、さっき江口先生がおっしゃった明確な方針がなかったとして、ないままでは困るわけで、やっぱりそこについてこの事業をどうしていこうかみたいなことは、現時点では何か対応、お話しとか意見を出されたりとかということはあるのですか。

○都市総務課長 都市総務課でございます。今おっしゃっていただいたことにつきましては、昨年度から局長と各5部長が集まる会議を設けさせていただきまして、全体のビジョンは総合振興計画も含めてありますが、各まちづくり事務所の中で、そのまちをどうしていこうかというものに関しては、事務所内での話し合いが今まで多かったところではありますが、今回そういった各部長を集めて、そこで局長も含めて、それぞれの部にあります問題を提議してもらって話し合う場を設けさせていただき、あとは今回組織改正の中で、都市基盤整備課にそれぞれのまちづくり事務所から工事部隊を集約しまして、一つの場所で業務をすることによって、それぞれの持っている課題だとか、このまちをどうしていきたいかということについても話し合う場を設けることができるようになってきましたので、今後につきましては今おっしゃっていただいたとおり、これらの会議をうまく利用しながら事務所だけではなく、局全体または市全体として、その方針なりまちづくりを考えられるようになってくれば良いと思っていますところでございます。

○議長（渡邊） ありがとうございます。

浦和の西口の事業もやっと形になってきた。あれもずーっとあのままやる準備を長くやっていて、やっと始まったわけですが、いつまでもまちづくりの中途半端なまあいっぱい空き地があったりとかしてというのを、それは環境としてもよくないと思うし、もちろんいろんな障害があったりと

か、地権者の方々のいろんな思いもあるから、簡単ではないのは確かだと思うのですが、いつまでもそのままやっていくのではなくて、市として、局として、この事業をどうやって進めていくのかというのが、各事務所と市役所のほうで共有されていないと、今回のことだって事務所の思惑というか、信念というか、そういうのと実際の市役所の中の温度差というのもすごくあったことは明らかになっているので、今おっしゃっていただいたような会議等が有効に活用されるといいのではないかと思います。

ほかに何か再発防止。

深谷先生、お願いします。

○深谷委員 深谷です。資料で言いますと資料10の4番、資産経営課への事前相談とあって、これは事前相談4回やって、結局成立しなかったのですけれども、この右側の本事業に係る事務処理ということで、与野まちづくり事務所がこの相談、原則競争入札であるところを、隣地の所有者に随意契約で売却したい旨を相談して、これに対して随意契約とするのであれば、法律にかなう理由が必要であるという資産経営課の意見が出されたというところなのですけれども、要は私、これは個人的解釈になるかもしれないのですけれども、地方自治法施行令第167条の2（随意契約）とあって、第1項6号に、競争入札に付することが不利と認められるとき、同じく第7号で、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるときとあるのですけれども、私は個人的な見解では、これに該当すると解釈しているのですけれども、その解釈が間違っているのか。あるいはもし仮に資産経営課のほうでこれを見落とししているということであれば、それに対する対策はどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○資産経営課長 資産経営課でございます。こちらの随意契約を認める理由については、委員おっしゃるとおり自治法の施行令の中で記載がされているわけですが、我々のほうも自治法の施行令の部分と照らし合わせた中で、やはり理由としては難しいという判断をさせていただいたところでございます。ここの土地の形状を見る限り、原則競争入札ということが基本になるということで、その中で例外的に施行令の中で、該当するかしないかを個々判断する形になるかと思っております。今回のケースは、もしそこに該当するのであれば、しっかりと理由を付してということのやり取りが続いていたということでございます。

○深谷委員 ちょっといいですか。あそこの鑑定評価は8,500万で出ていましたよね。それで、袋小路で取りあえず単独で見積り取って、著しく低い価格というのは分かっているわけではないですか。それでも該当しない？

○資産経営課長 まず、価格につきましては、著しく有利であるというような判断はできないと思っておりますし、あとは土地の形状から見ても、地形狭長地であれば、その隣地の方にしか売れないとか、その辺の理由が該当するかとは思っておりますが、今回のケースについてはそこにも該当しないと判断をして、やり取りしてきたというところでございます。

○議長（渡邊）そこは、その8,500万という評価は、まだ現状ライフラインが全然通っていない状況で単独時の使用が難しい中、8,500万というのは隣地と一緒に使用した場合で、ライフラインが通った場合の評価だったと思うのですけれども、それでも有利な価格とは言えないということになるのですか。

○資産経営課長 8,500万円が有利な価格かどうかというのは、ここは基本的には入札をかけたときに、どれぐらいなるかというところは当然分からないわけでございますので、入札をかけたときと比べたときに著しく有利とはなかなか判断できないと思っております。

○議長（渡邊）ほかに基本的再発防止策の点で。

どうぞ、深谷先生。深谷先生、よろしいですか。

○深谷委員 資産経営課がそう言うのであったらしょうがない。

○議長（渡邊）ほかによろしいでしょうか。

どうぞ、小林先生。

○小林委員 言葉の意味が分からないのですけれども、3番の今回お話がないところなのですけれども、仮換地のところで、標準的な処理が権利者に通知というのが、これは法律に書かれてあるということなのですけれども、本事案に係る事務処理、相手方に通知というのが、相手方というのはこれは何ですか。権利者と相手方の違いが何か、言葉の意味が相手方というのがよく分からないのですけれども。

○議長（渡邊）お願いします。

○与野まちづくり事務所長 与野まちづくり事務所です。こちら3番の相手方につきましては、土地所有者に通知という形の表記でございます。

○小林委員 何か問題があるのでしょうか。

○与野まちづくり事務所長 特に問題はございません。

○小林委員 権利者だったということですか。

○議長（渡邊）これは1月26日の時点だから買った後、買った後に指定通知をしたということですよ。

○小林委員 なるほど、そういうことですか。

○議長（渡邊）だから、前後してしまっているのです。

○小林委員 分かりました。権利者ではない人に通知しているというか、前の権利者に通知していると、そういうことですね。

○議長（渡邊）大丈夫ですか。

○小林委員 分かりました。

○与野まちづくり事務所長 よろしいでしょうか。仮換地指定した土地は市有地になりますが、売買により相手方が土地所有者になり、通知したものなので、特にこの手続については問題はございません。

ん。

○小林委員 分かりました。ありがとうございます。

もう一つ、その前の2番のところで、土地区画整理審議会の意見を聞かずに仮換地指定をやってしまったということで、法律に違反しているように思うのですが、これはうっかりやってしまったということですか、それとも知らないでほかにも同じようにやっているものがあると、そういうことなのでしょうか。

○議長（渡邊） はい、どうぞ。

○与野まちづくり事務所長 与野まちづくり事務所です。本件で実際審議会の意見を聴取せずにやったというのが、うっかりなのか知っていてやらなかったのかというのはちょっと分からないところなのですが、通常であれば指定をするに当たっては、土地区画整理法に基づきまして審議会の意見をお聞きして、問題なければ仮換地指定を行うという手順でございます。

○小林委員 ありがとうございます。取りあえず大丈夫です。

○議長（渡邊） 作山先生。

○作山委員 今の件なのですけれども、僕も最初から不思議だなと思って、何で土地区画整理審議会の意見を聞かないのだろうなど。それで聞いて、市も権利者ですから、行政財産を持っているのであれなのですけれども、一応審議会のほうで、これは今回の土地を早期に売却して大街区で開発したほうが望ましいよねみたいな、そのやり方は市のルールがあるから、一般競争入札か何か分からないけれども、できるだけ区画整理審議会としては、そこを一体的にすごく合理的に利用できる権利者に売却できるのが望ましいとかいうことを、審議会のほうで決めれば、それを基に、今回それを理由にできたのではないかと実は思っています。

先ほどの8、500万というのも、実はインフラができた後の評価を想像しているのですけれども、だからマイナスにはならないと。さらにもっと高くなるかもしれないと。この辺が実はよりよい開発なり建築をして、これは街区単位とかもっと広い、範囲でないと影響ないのですけれども、実は私は隣の県で経験があって、ある街区でプロポーザルなりコンペでいい事業者が開発したのです。県がそれを適正価格評価で売ったのですけれども、物すごくいい開発になったのです。そうしたら、物すごく土地が上がったのです。隣の保留地が倍以上で売れたのです。そうしたら、最初の評価のこれが安過ぎるのではないかと議会がたたかれまして、何でそんな安く売ったのだと。いやいや、ちょっと待ってください。こちらはそれを価値を上げるために、計画的な開発を誘導したという結果でそうなったのであって、最初の売ったことを批判されるのはおかしいでしょうみたいな。

今回も最初の共同化、へんてこなところをもっと今回のところに売ってさしあげて、共同的な大きいビルにしたほうが、あの街区にとって価値は上がるはずだと。あれを別のところが個別に建ててしまうと、全体の評価というのは、まちとしては評価が下がるというのは分かるのですけれども、そういう視点がすばんと途中の売買契約のときには抜けてしまうのです。だから、やろうとしている方向

は決して間違っていなかったのだけれども、そこをきめ細かにちゃんとして作り上げて、そのときに土地区画整理審議会というところが結構重要だったのではないかと個人的には思っている。これはあくまでも意見で、すみません。だから、その部分が抜けていたというのは、結構落ち度だなと個人的には思っています。

○議長（渡邊） ありがとうございます。

もう一点だけ、資料10の17、本事案では、所有権移転登記の決裁は9月の末から10月の頭にやっていると。これって事前協議ももちろんまだやっている途中だったと思うのですけれども、普通は売買契約終わってからやらなければいけないのに、何でこんなに早くやってしまって、これは所長決裁だから、所長が決裁してしまえばいいのですね、所有権移転登記って。だけれども、これ売買契約締結していなくても起票できてしまうのですか。ちょっと分からないのですけれども、決裁文書はできてしまうのですか。取れてしまうのですか。だけれども、普通は契約締結後にやるわけですよね。これは事前決裁というのはあり得るのですか、ふだん、どうですか。

では、まちづくり事務所、お願いします。

○与野まちづくり事務所長 与野まちづくり事務所です。通例であれば、全ての契約行為とかが済んだ状態で、全てが調って所有権移転登記の手続に移りますので、通常はあまりないのかなと思っております。

○議長（渡邊） だって、この時点で売買の話は、少なくとも相手方と当該職員との間でもまだ契約書もできていなくて、まだ事前協議もできていませんという段階で、それでもこれは所長さんだけで決裁できてしまうものなのですか。起票されてしまえば、所長が判こ押してしまえば終わりなのですか。

○与野まちづくり事務所長 手続上は所長で大丈夫なのですが、そのタイミングが、そもそも今回の事案においては通例のタイミングではない。実際その契約が終わった後で十分の決裁になりますので、そこはちょっとおかしいのかなと思っております。

○議長（渡邊） 分かりました。

○深谷委員 ちょっといいですか。

○議長（渡邊） どうぞ。

○深谷委員 登記というのは、売買契約書の原本がなくてもできるのですか。

○与野まちづくり事務所長 実際の登記手続のほうは、当然ながら契約書という行為がないとできないのですが、する前のこういう所有権移転登記をしてよろしいかというための事前の内部決裁が、この17の項目になります。

○議長（渡邊） ありがとうございます。

○小林委員 これは状況証拠ですけれども、こういう起案がされているということは、ほとんど恐らく今回の公印を押した人と所長さんと相手方で、話が出来上がってしまっていたということではない

ですか。売買ありきで動いてしまっていて、これから売買や随意契約をどうしようかなという話ではなかったのではないかということです。この起案は明らかに不自然なタイミングですよね。9月という事前協議を始めて1か月ぐらいしかたっていないところで、通常は今お話があったとおり、売買の決裁を取ってから登記移転しましょうとなるわけだから、そのときに登記の起案をするのが自然の流れなのに、明らかにこれは不自然な起案だと思います。

○議長（渡邊） そうですね。

どうでしょう。各課への質問がほかになれば、一旦ここで前半を終わりにしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（渡邊） では、事務局のほうから何かございますか、議題1について。11の説明ですか。

○法務・コンプライアンス課長 前回会議におきまして、会長から要望のありました件についてご報告させていただきますので、資料11を御覧ください。

こちらの資料でございますが、再発防止策のうち、(1)の組織体制の⑤の内部統制の強化といたしましてヒアリング調査を実施いたしました。事務処理ミスが多発した箇所におけるミスの内容はどのようなものがあるのかという点につきまして、その概要を今回まとめさせていただいたものでございます。令和7年1月以降、都市局の都市公園課、水道局の北部水道建設課、岩槻区役所高齢介護課が該当しておりまして、行政管理課によるヒアリングにて、ミス発生後の再発防止策の策定状況などについて聴取いたしましたものでございます。

資料の説明としては以上でございます。

○議長（渡邊） ありがとうございます。

ミスが多発って、一応3件以上ということになるのですか。

○法務・コンプライアンス課長 3件以上発生しましたら、こういった形でヒアリングをさせていただいているというところでございます。

○議長（渡邊） ありがとうございます。

何かご質問ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（渡邊） では、議題は一応ここまでとさせていただいて、休憩を挟んでいるとあまり時間がないから、お手洗いへ行きたい方が行かれるぐらいの時間ですぐ始めたいと思います。議題2は非公開となります。

ここで、関係各課の課長さん方、ご協力ありがとうございました。

ここまでで一旦終わらせていただきます。

(2) 事実経過等の検証について

〔非公開〕

3 閉会